古代大和史研究会（79）

2025年8月26日（火）奈良県立図書情報館

利歌彌多弗利

法隆寺にいたもうひとりの聖徳太子

御使　黒木臣
名号称揚七日已　此斯爲報廣大恩
仰願本師彌陀尊　助我濟度常護念
命長七年丙子二月十三日
進上　本師如来寶前
斑鳩厩戸勝鬘　上

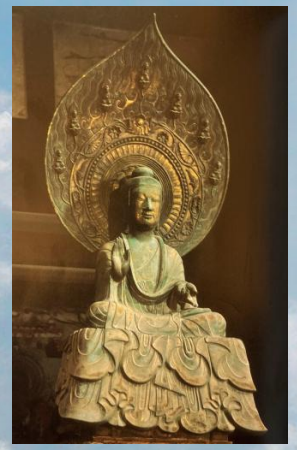

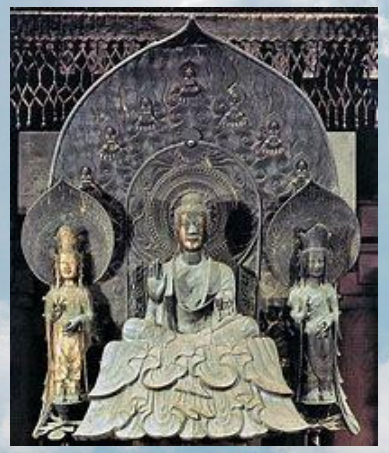

１、「聖徳太子」の実像

(1)聖徳太子の「常識」太子＝厩戸皇子は正しいか？
(2)聖徳太子のモデルは厩戸皇子でなく多利思北孤

２、多利思北孤から利歌彌多弗利へ

(1)多利思北孤と後継者の太子「利歌彌多弗利」
(2)「法興」は多利思北孤の「法号」かつ「法皇としての年紀」
(3)利歌彌多弗利と「聖徳」
(4)「聖徳」は2代目の法皇の法号に相応しい

３、利歌彌多弗利の事績

(1)「天王寺建立」は厩戸でなく利歌彌多弗利
(2)「聖徳法皇」利歌彌多弗利の実像
(3)天武の事績にされた「一切経写経」
(4)天武の事績にされた「殺生禁断詔 」
(5)天武の事績にされた「放生会」

４、天武紀に移された利歌彌多弗利の崩御

(1) 「天皇・皇后の病気平癒」
(2)常色の天子による「利」の法要

「聖徳太子」の実像(1)聖徳太子の「常識」太子=厩戸皇子は正しいか？

「聖徳太子」の「常識」

1、「聖徳太子」とはヤマトの天皇家の厩戸の皇子である

『書紀』では、「厩戸皇子」は用明天皇と間人皇女の皇子で、推古天皇の摂政として冠位12階や17条憲法を定めるなど、天皇中心の集権国家体制の確立に努め、また排仏派の物部守屋を滅ぼし、崇仏施策を推進、篤く仏教を崇拝したとあり、『書紀』(敏達5年)に「東宮聖徳」とあることなどから、一般には「厩戸皇子」は「聖徳太子」だとされている。

2、「聖徳太子」とは法隆寺釈迦三尊像光背銘にある「上宮法皇」である

法興32年登遐

法隆寺『釈迦三尊像光背銘』には「上宮法皇」の登遐と母太后・妻王后の薨去や、法皇の病平癒と極楽往生祈願に止利仏師により「等身」の釈迦像が建立されたことが刻まれ、この「上宮法皇」は「厩戸皇子で聖徳太子」だとされている。

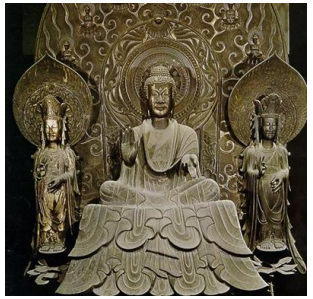

S57年東京大学史料編纂所所長今枝愛真「飛鳥時代の人物の服装ではなく太子とは別人」と発表した。

3、「聖徳太子」とは隋の煬帝に使者を送った「日出る処の天子」である

『隋書』には開皇20年(600・推古8年)俀(倭)王、阿毎多利思北孤が隋高祖に遣使。大業3年(607年・推古15年)にも多利思北孤が「日出る処の天子」を自称し、再び遣使。翌608年に隋から裴世清が派遣され「其の王」と相見え国書を交すとある。(通説)この多利思北孤は多利思比孤の誤りで「厩戸皇子で聖徳太子」だとする。

しかし聖徳太子の伝記・太子時代の倭国を記す『隋書』・法隆寺『法隆寺釈迦三尊像光背銘』ほかからは、「厩戸皇子」は聖徳太子でも上宮法皇でもなく、「太子」のモデルは九州の阿毎多利思北孤と、その太子の利歌彌多弗利だと考えられる。

法興元世一年歳次辛巳十二月鬼
前太后崩明年正月廿二日上宮法
皇枕病弗愈干食王后仍以労疾並
著於床時王后王子等及與諸臣深
懐愁毒共相發願仰依三寶當造釋
像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安
住世間若是定業以背世者往登浄
土早昇妙果二月廿一日癸酉王后
即世翌日法皇登遐癸未年三月中
如願敬造釋迦尊像并侠侍及荘厳
具竟乗斯微福信道知識現在安隠
出生入死随奉三主紹隆三寶遂共
彼岸普遍六道法界含識得脱苦縁
同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造

?

「聖徳太子」の実像⑵聖徳太子のモデルは厩戸皇子でなく多利思北孤

聖徳太子＝厩戸皇子＝『釈迦三尊像光背銘』の上宮法皇＝「日出る処の天子」阿毎多利思北孤は事実か

⑴厩戸皇子≠上宮法皇①厩戸皇子は推古29年（621）2月5日に薨去。上宮法皇は法興32年（622）2月22日に登遐。②厩戸は「法皇」になってない。③『書紀』に「法興」年号はない。④厩戸皇子の母は『書紀』では間人皇女、妃は菟道貝蛸皇女。上宮法皇の母は鬼前太后・妻は干食王后で3人は相次いで逝去。（＊『書紀』に厩戸と母・妻の近接逝去記事は無い）

⑵厩戸皇子≠多利思北孤①厩戸に「多利思北孤」と言う名は無い。②天皇でない厩戸皇子が「天子」は名乗れない。③厩戸の太子は山背大兄王、多利思北孤の太子は利歌彌多弗利。④多利思北孤の国は「阿蘇山があり冬も温暖で草は青く、水多く陸少ない」。厩戸の国は内陸のヤマトで火山は無く冬は草が枯れる。

⑶厩戸皇子≠聖徳太子①『聖徳太子伝記』等で太子が執政（国政を執行）したのは18歳589年、『書紀』で厩戸が摂政として万機を委ねられたのは593年。②太子の生涯は金光3年（572）誕生等と九州年号で記されるが当時のヤマトの天皇家に年号はない。**＊『隋書』の「重ねて仏法を興す」を略すと「法興」で上宮法皇の年紀と一致。上宮法皇は多利思北孤。**

「聖徳太子」の事績は『隋書』では九州の多利思北孤の事績

聖徳太子のモデルは多利思北孤だった

①『隋書』で「聖徳太子」の時代の我が国の天子は阿毎多利思北孤。厩戸皇子でも推古でもない。
②「聖徳太子」の事績とされる、「日出る処の天子」を自称し、隋に使者・沙門を送り、仏教を学ばせ、「官位12等」を制定したのも多利思北孤。**③仏教上の権威と政治上の権威を同時に敬えとする「17条憲法」は「菩薩天子多利思北孤」にしか制定できない。**（・「2条」篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。・「3条」君をば天とす、臣をば地とす。・「12条」国に二君非く、民に両主無し、率土の兆民、王を以て主と為す。
④太子が法華義疏に自署した**「大委（たいゐ）」は『隋書』の国名「倭（たゐ）」。**
⑤多利思北孤の国は、「大和飛鳥」ではなく、阿蘇山が噴火し、水多く温暖な九州に相応しい。
⑥多利思北孤の国は、『隋書』に、「漢の光武帝から**金印（志賀島の金印）を下賜された倭奴（ゐぬ）国王**、魏より（＊倭女王俾弥呼・壹與）齊・梁に至り（＊倭の五王）**代々中国に相通じてきた（連続する）**」九州の国。

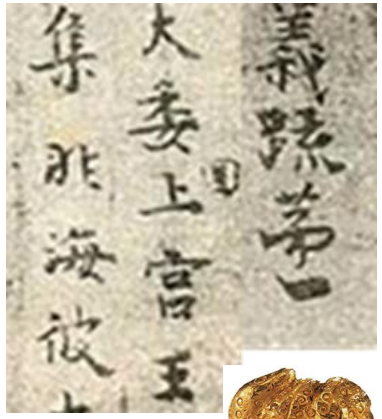

多利思北孤から利歌彌多弗利へ(1)多利思北孤と後継者の太子「利歌彌多弗利」

①「読み」多利思北孤は改変せず「たりしほこ」と読むべき

『隋書』は倭王の姓は阿毎、名は多利思北孤と記す。通説は「多利思」は「足・垂」、「北」は「比」の誤りで、古代の天皇の名「天の足（帯）彦」のこととする。しかし、そもそも厩戸皇子に天足彦などと言う名はない。また**「北と比」は書き分けられており**、『記紀』には「ホコ」名がみえる（『書紀』天日槍（あまのひほこ）、『古事記』「天之日矛」）から**「北孤（ほこ）」を安易に「誤りだ」とすることはできない。**これは国書に記す自署名で通説と異なり**「たりしほこ」と一字一音をあてたもの**とすべき。

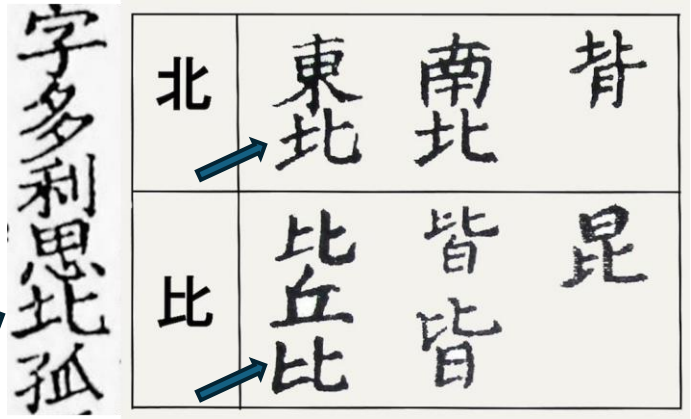

『隋書』「百衲本」

②「字義」「多利思北孤」の字義は菩薩天子を自称した日出る処の天子に相応しい。

「利」は「利益（りやく）の利」で仏教用語の神仏から授かる恵・幸せの意味を示す。「北」は天子の座（天子は南面す）、「孤」は孤高で私利私欲を求めず妥協せず道を求める姿を示す。仏教では「天上天下唯我為尊（独尊）、三界皆苦吾当安之」の「三界に苦しむ衆生を安んずるために誕生した（利他）のだから、尊い」『修行本起経』巻上・菩薩降身品第二）

③多利思北孤に「太子」利歌彌多弗利（りかみたふり）、上宮法皇に「王子」がいた

『隋書』**太子名を利歌彌多弗利と号（なづ）く**。（又は「太子名を利と号く。歌彌多弗（上塔）の利なり」と読む）
『光背銘』時に王后・**王子等**、及び諸臣と與（とも）に、深く愁毒を懐（いだ）きて、共に相ひ発願す。（略）**（法興元32年・622年）**2月21日癸酉王后、即世（死去）す。翌日、法皇登遐す。癸未年（623）、3月中、願の如く、**釈迦尊像并びに、侠侍及び荘厳の具**を敬造し竟（おわ）る

父を釈迦像に母と祖母を脇侍にした釈迦三尊像を造れ。

622年に上宮法皇の「法興」と九州年号「倭京」が共に終り、623年九州年号が「仁王」に改元される。これは**上宮法皇（多利思北孤）が622年に崩御し、623年に太子利歌彌多弗利が即位した**ことを示す。

多利思北孤から利歌彌多弗利へ(2)「法興」は「法号」かつ「法皇としての年紀」

「法皇たる菩薩天子」は「法号（戒名・法名）」を持つことになる

「法皇」も「菩薩天子」も共に「仏門に帰依した天子（天皇）」をいい、仏教に帰依する際に、その証として戒を受け「戒名・法号」を授かる。従って**上宮法皇・菩薩天子多利思北孤も「法号」を持っていたことになる。**＊仏教において受戒し僧籍に入った者には、仏門に入り戒律を守る証として師より戒名（宗派により法名・法号ともいう。『二中歴』端政年間に法華経始めて渡るとあるので以下法華経に因み「法号」を用いる）が授けられる。法号は仏教が中国に伝わった際、字（あざな）・諱（いみな）・道号等の風習を取入れて生れたといわれる。

①敏達13年（584）には、司馬達等の娘(斯末売・嶋)らが恵便の弟子として出家し、「善信」ほかの法号を授けられている。
②聖武天皇、光明皇后は天平勝宝元年（749）1月に大僧正行基を戒師として菩薩戒を受け（『扶桑略記』『濫觴抄』他）、天平勝宝6年（754）4月に鑑真により再度戒を受けた（『鑑真和上東征伝』他）。聖武天皇の法号は「勝満」、光明皇后は「萬福」。

中国や半島諸国では「仏教治国策」を採用し王が仏門に帰依して「法号」を得ていた

①「隋」の初代**楊堅（文帝）は、開皇5年（585）「菩薩戒」**を受戒。**次代煬帝（晋王「楊広」）は、**天台宗の宗祖智顗（ちぎ）から開**皇11年（591）「菩薩戒」を受戒し「総持」という「法号」を得る。**（『弁正論』初唐の護法僧法琳）
⇒「菩薩戒」を受戒し法号を得た煬帝を「西の菩薩天子」というなら、**「（東の）菩薩天子」を自称した多利思北孤も「菩薩戒」を受戒し法号を得たはず。その法号が「仏法を興す」の略の「法興」**で、光背銘に「法興元」とあるのは「法号の意味でなく仏門に帰依し**法興法号を得て法皇となってからの年紀**（元号）として用いたこと」を示したものと考えられる。⇒**本来「法興」は上宮法皇・多利思北孤の「法号」だった。**

半島では、新羅も仏教治国策を採用し、法興王（在位514～540）が「法空」、次代（甥）の真興王（在位540～576）は「法雲」の法号を得て浮屠（仏徒）となっている。（『海東高僧伝』巻第一釈法空条・法雲条。『三国遺事』ほか）。

多利思北孤から利歌彌多弗利へ(3)利歌彌多弗利と「聖徳」

「利歌彌多弗利」は1字名「利」+「歌彌多弗(かみとう)」

「利」は讃・珍・済・興・武と同じ一字名

古田氏は「ら行」で始まり「ら行」で終わる名の例はないとして、「太子、名を利と号く。歌彌多弗(＊上塔)の利なり」と読んで、「利」は、讃・珍・済・興・武同様の「一字名」で、「歌彌多弗」は「博多の字地名(旧、九州大学の地帯)上塔に関連する地名ではないか、とする。◆「上塔(かみとう)という地名が、九州博多にある。元の九州大学のあったところが上塔・下塔の地名があり、塔(とう)は、「タフ」のことです。ですから「太子は上塔にいる利」という人物である。」(『古代に真実を求めて』(明石書店)第九集 講演記録 君が代前)

聖徳太子没後の「利」時代に「聖徳」年号(629~634)があった

⇒「聖徳」年号を用いた人物がいたことになる

上宮法皇の「法興(591~622)」は『二中歴』九州年号の「端政~倭京」と重複し623年の「仁王(623~634)」に続く。「聖徳(629~634)」年号は『二中歴』(同)の「仁王」と重複する。「聖徳」は『二中歴』にこそないが数多くの古文書に残る。

①『海東諸国記』舒明天皇敏達孫名田村元年己丑(629)改元聖徳六年甲午(634)八月彗星見七年乙未(635)改元僧要三月彗星見二年丙申大旱六年庚子(640)改元命長

②『襲國偽僣考』舒明天皇元年己丑(629)聖聴元年とす。如是院年代記に聖徳に作る。

③『如是院年代記』「聖徳元」(第三十五代舒明)忍坂大兄皇子之子。敏達之孫。己丑(629)即位。

④『茅窗漫録』聖徳〈舒明帝即位元年己丑紀元、六年終、年代、皇代、暦略、諸國記皆同、古代年號作聖聽〉

17	端政	5年間	己酉	589~593
18	告貴	7年間	甲寅	594~600
19	願転	4年間	辛酉	601~604
20	光元	6年間	乙丑	605~610
21	定居	7年間	辛未	611~617
22	倭京	5年間	戊寅	618~622
23	仁王	12年間	癸未	623~634
24	僧要	5年間	乙未	635~639
23	仁王	6年間	癸未	623~628
24	聖徳	6年間	己丑	629~634
25	僧要	5年間	乙未	635~639

その他『麗気記私抄』『防長寺社由来』『金峰山寺古年皇代記』『講私記』『長吏由来之記』『園城寺伝記』『君台観左右帳記』『箕面寺秘密縁起』『役行者本記』など多数。

実際はこうだった

「端政~倭京」の6年号では、1年号の平均年数が5.6年、仁王の次の「僧要~白雉」までは6.5年なのに、仁王だけは12年間続く。「聖徳」年号が実在するなら仁王6年間(623~628)「聖徳」6年間(629~634)で、前後の九州年号の年数の分布と整合する。こうした資料状況は「聖徳」年号は九州年号に存在したが、聖徳太子の没後に「聖徳」とあるのは不自然なので、『二中歴』から削除されたことを示している。

「聖徳」年号は消されたのでしょう

『二中歴』で「聖徳年号」は聖徳太子没後なので削除されたが資料状況は「聖徳」年号の実在を示す

多利思北孤から利歌彌多弗利へ(4)「聖徳」は2代目の法皇の法号に相応しい

『三国遺事』は新羅真興王(541~576)」は先代の「法興王(514~540)」の「徳を継ぎ聖を重ねた」と記す

①「仏教を公認し推進した法興王」514年に即位した法興王は、521年に当時皇帝菩薩と呼ばれた梁の武帝に朝貢、528年には貴族層の反対を押し切って仏教の公認を行ない、「法空」と号し、さらに534年には興輪寺の建立を開始し仏教治国策を採った。
②次代の王で甥の真興王(チヌン王)はさらに仏教施策を進め、「法雲」と号し法興王が着手した興輪寺を544年に完成させたほか、多数の寺院を建立。574年に皇龍寺に丈六仏を収め仏教の中心とした。その仏教統治の事績は、『三国遺事』に法興王の「徳を継ぎ聖を重ねる(繼德重聖)」と記す。

法興王・真興王イメージ

「聖徳」は先代の仏教崇拝策を継ぐ意味の「繼德重聖」の略

「聖徳」は真興王が先代法興王の仏教崇拝策を継ぐ意味の「繼德重聖(徳を継ぎ、聖を重ねる)」の略で、「仏教を興した」と自負し「法興」と号した先代の多利思北孤を継ぐ利歌彌多弗利の「法号」に相応しい。「利歌彌多弗利」は父の多利思北孤・上宮法皇(法興法皇)の後を継ぎ、戒を授かり仏門に入り、法号「聖徳」を得て「聖徳法皇」を名乗った、」つまり「法興」同様に「聖徳」は利歌彌多弗利の法号であり、また法皇としての年紀を示すものだったのではないか。
「利歌彌多弗利」は仁王元年(623)父を継ぎ天子即位、聖徳元年(629)に法皇に即位、「聖徳法皇」として仏教上・政治上の権威を兼ね備え、多利思北孤を引き継ぎ、仏教による統治策「仏教治国策」を進めていったと考えられよう。

天王寺の建立は「太子」たる利歌彌多弗利の事績

利歌彌多弗利は『隋書』で「太子」とされている。

『二中歴』に「倭京二年(619)難波天王寺聖徳造」とある。これは四天王寺の創建は、瓦の編年から620年ごろ(*大阪市文化財協会ほか)とする考古学の成果と一致し、『書紀』に記す厩戸皇子が587年の「蘇我・物部戦争」時に「四天王寺建立」を約したのと30年以上ずれている。620年頃建立なら、50歳近い上宮法皇が聖徳「太子」と呼ばれ建立したとするより、『隋書』に「太子」と記す「利歌彌多弗利」が建立し、後年「聖徳太子」の事績とされたと考えるのが自然だ。

利歌彌多弗利の事績(1)「天王寺を建立」したのは厩戸でなく利歌彌多弗利

「四天王寺建立」は厩戸皇子の事績でなかった

創作された「厩戸皇子の四天王寺建立」

『書紀』で蘇我・物部戦争時の厩戸の「**将無見敗**（はた、やぶらるること　なからむや）」との言は、**『金光明最勝王経』**の「**将無猛獣損害我**（はた、もうじゅうの　われをそこなうこと　なからむや）」との類似が指摘され、同じく「**厳種種兵、而進討伐**（くさぐさのへいを　よそひて　すすみて　うつ）」は同経の「**厳四兵発向彼国、欲為討伐**（くさぐさのへいを　よそひて　かのくににむかひ　うたむとす）」**との類似**が指摘されている。（岩波『書紀』注釈）。ところが、この**『金光明最勝王経』**は、「八世紀」にわが国に齎され、四天王らによる護国思想を強調する経として、聖武天皇の「国家仏教」施策の基となった。（同経は703年、唐の義浄により成立。我国への渡来はそれ以後。服部静尚氏は、守屋討伐を四天王に祈念するのは金光明経の趣旨からおかしいと指摘している。）このことからも**「厩戸の言葉」は、8世紀の『書紀』編纂時に『金光明最勝王経』に基づき創作されたもので、同経を由来とする「厩戸皇子の四天王寺建立」も創作**と考えられる。

太子利歌彌多弗利が多利思北孤のために「難波天王寺」を建立した

①『二中歴』には四天王寺ではなく天王寺。②**創建が620年ごろであれば「戦勝祈願に四天王を祀る」との建立理由は成立せず、「四天王寺」の名称も不自然。**③金光明経では「四天王寺は敵から国を護る寺」（8世紀唐の義浄訳の金光明最勝王経にこの思想が強く盛り込まれる）。一方**「天王寺は天皇（皇帝）の萬歳を祈る寺」**とする。＊唐の高宗は天皇を称した。『旧唐書』高宗天皇大聖大弘皇帝。・・顕慶5年（660）皇帝称天皇など。

そうであれば**本来の寺の名は「天王寺」**で、天子たる多利思北孤が自らの為に建立したのではなく、**太子利歌彌多弗利が高齢（48歳）の上宮法皇・多利思北孤の寿命長久を祈るために建立した**と考えるのが自然だろう。（上宮法皇・多利思北孤の崩御は622年で、619年は末年に近い）。この事績が『書紀』編纂時に厩戸皇子の「蘇我・物部戦争」時の事績とされ、これに合わせるため「天王寺」から「四天王寺」に変えられた。もし「天王寺」とすれば「天皇」は誰なのかという問題も生じる。当時天皇は事実上不在。数年で蘇我馬子により殺害される崇峻天皇（泊瀬部皇子）の長久を祈ったことになるからだ。

利歌彌多弗利の事績(2)「聖徳法皇」利歌彌多弗利の実像

①法隆寺薬師如来像は利歌彌多弗利を模した釈迦如来像

法隆寺金堂の2つの「釈迦如来」像

「法隆寺薬師如来像」は、銘文により586年丙午に用明天皇により発願され、607年丁卯（推古15年）に推古天皇と聖徳太子によって造立されたとされる。しかし、㋐鋳造技術から見て、釈迦三尊像より後年の造立で、かつ釈迦三尊像を倣った古風のもの（平成2年に発表された「昭和の資財帳」作成の為の科学的調査等）。㋑文字部分の塗金の状況は「後刻」を示す。㋒書体は7世紀後半以降。㋓また光背の「薬師七仏」は707年の義浄訳の『薬師瑠璃光七仏本願功徳経』の「七仏経」によるもの。従って光背銘は8世紀に追刻されたもので、本来は釈迦三尊に遅れて白鳳時代に造立されたものと考えられる。また707以前の七仏は「釈迦如来像」の「過去七仏」だから薬師如来でなく釈迦如来像となる。そうであれば646年の崩御を受けて造立された「利歌彌多弗利を模した釈迦如来像」である可能性が高い。

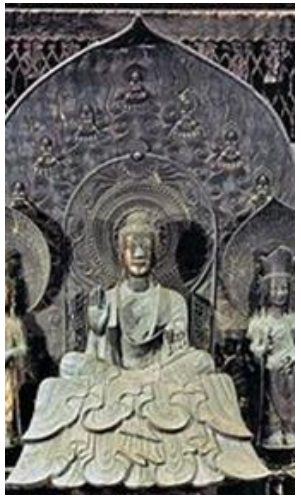

利歌彌多弗利像と多利思北孤像

②「一切経」をもたらし「無量寿経」を説経

利歌彌多弗利も仏教を崇拝し「教典と僧侶」を求めた

多利思北孤の「端政年間」に法華経が齎されたが、歌彌多弗利の時代の僧要年間に『一切経』（仏教の経典を集成したもので、「無量寿経」などの経典と戒律及びその解説を含む）が渡来し、多利思北孤が607年に隋に派遣していた僧侶が唐から帰国する。舒明12年（640・命長元年）に、恵隠らにより「一切経」に含まれる「無量寿経」が説経される。㋐『二中歴』僧要（635～639）五年（元年は乙未）「唐より一切経三千余巻渡る」㋑『書紀』舒明11年（639・僧要5年）秋九月に、大唐学問僧恵隠・恵雲、新羅の送使に従ひて京に入る。「無量寿経」では、法蔵菩薩（阿弥陀仏が菩薩だったときの名前）の四十八願中、第十三願の「寿命無量の願」、第十五願の「眷属長寿願」が説かれ、「仏となればその寿命は長久であり、国中の人天、寿命も限量（かぎり）なからん」とする。つまり「無量寿」とは「寿命長久」で、640年の「命長」改元は「無量寿経の説経」によるもので、『書紀』記事と九州年号「命長」改元の意味が一致する。これは僧を召喚し一切経を齎し、読誦させたのは「舒明」でなく九州王朝の利歌彌多弗利であることを示す。

利歌彌多弗利の事績(3)天武の事績にされた利歌彌多弗利の「一切経写経」

③天武2年（673）の「一切経写経」は639年の利歌彌多弗利の事績

639年に恵隠らが齎した一切経は白雉2年（651）に難波宮遷都に伴う盛大な法要で読誦されている。
◆白雉2年（651）冬12月の晦に、味経宮に、二千一百余の僧尼を請せて、一切経を読ませむ。
二千一百余の僧尼が読誦するのだから、当然それまでに大量に写経されていたことになる。ところが『書紀』は天武2年（673）に始めて一切経を写したと記す。◆天武天武2年（673）3月是月、書生（てかき）を聚（つど）へて、始めて一切経を川原寺に写したまふ。⇒639年の一切経渡来から34年、大量読誦から22年後に「始めて写経」はありえず、本来は639年に恵隠らが経典を持ち帰った639年に、直ちに写経させたと考えるのが自然。この「34年前の利歌彌多弗利の事績の天武期への移動」は天武の「放生令」記事にも見える。

（＊「『書紀』天武・持統記事の34年前からの引用」白村江敗戦の663年～『書紀』の最後697年まで34年。この期間の記事を順次34年前から引用して埋めた。この点は別の機会に延べる。

④『書紀』は天武紀に「殺生禁断詔」が出され「放生会」が始まるとする

「放生会（＊一般には「ほうじょうえ」、福岡では「ほうじょうや」）」は、中国で仏教経典（『無量寿経』『金光明経』『梵網経（ぼんもうきょう）』ほか）に由来し天台宗の祖「智顗（538～597）」が魚放生として始めた、食された生物を供養するとともに、殺生を戒めるため魚や鳥獣を放す仏教行事で、我が国では古来春・秋に全国の寺社で、広く催されている。◆『梵網経』（鳩摩羅什344～413訳）◆「第三軽戒　食肉戒」若（なんじ）仏子一切の肉は食うことを得ざれ。肉を食わば無量の罪を得るに、もし、さらに食わば、軽垢罪（きょうくざい）を犯す。◆「第二十軽戒　不行放救戒」一切の地水は、これわが先の身、一切の火風は、これわが本体なるが故に、常に放生を行ず。・・人に教えて放生せしめ、もし世人の畜生を殺すを見る時は、まさに方便して救護し、その苦難を解くべし。

宮崎宮の放生会

『書紀』では、『無量寿経』読誦の35年後の天武4年（675）4月庚寅（17日）に、「殺生禁断詔」が発せられ、殺生を戒め肉食を禁止し、翌年の天武5年（676）8月壬子（17日）に、天武による「放生令」が出され、通説では、これが我が国における「放生会」の始まりとされている。⇒この記事も34年前の利歌彌多弗利の事績と考えられる。

利歌彌多弗利の事績(4)天武の事績にされた利歌彌多弗利の「殺生禁断詔」

『書紀』と通説では「放生会」は天武が始めたとされる

『書紀』に天武4年（675）4月庚寅（17日）の殺生禁断詔と、天武5年（676）8月壬子（17日）の放生令が。

◆天武４年（675）４月戊寅（５日）に、僧尼二千四百余を請せて、大きに設斎（をがみ）す。４月庚寅（17日）に、諸国に詔して曰はく、「今より以後、諸の漁猟する者を制（いさ）めて、檻穽（ししあな・底に槍襖が敷いてある落とし穴）を造り、機槍（ふみはなち・機械仕掛けの槍で、いずれも動物を殺傷して捕獲する仕掛け）等の類を施（お）くこと莫（まな）。亦４月の朔（１日）以後、９月30日より以前に、比満沙伎理（ひみさきり）（＊小魚まで獲る仕掛け）・梁（やな）を置くこと莫。且つ牛・馬・犬・猿・鶏の宍を食ふこと莫。以外は禁の例にあらず。若し犯すこと有らば罪せむ」とのたまふ。

◆天武5年（676）8月壬子（17日）是の日に、諸国に詔して、放生（いきものはなた）しむ。11月癸未（19日）に、京に近き諸国に詔して放生しむ。甲申（20日）に、使を四方国に遣し金光明経・仁王経を説かしむ。

⇒4月1日以降の禁令を4月17日に公布するのは不自然。またこの時期に放生会を始めた理由も不明。

聖徳太子（多利思北孤）が「六斎日」を定め、殺生禁断を天下に勅した

「六斎日」は仏教で1か月のうち8日・14日・15日・23日・29日・30日の6日を潔斎し殺生を禁止する日とし、我が国では、聖徳太子（多利思北孤）が578年に定めたとする。

『聖徳太子伝暦』敏達7年（578）「8日・14日・15日・23日・29日・30日を六斎日と定め、殺生禁断を天下に勅す。」『聖徳太子伝記』「歳序次第」「太子7歳戊戌（578）、経論を披見し、六斎日の殺生を禁断す。」『扶桑略記』「（敏達）7年戊戌（578）春2月、耳聡王子。年纔（わずか）七歳。焼香披見数百経論。奏曰。黒月。白月。各八十四五日。是為六齋。」（＊「黒月白月各八十四五日」とは「黒月（満月の翌日から新月）。白月（新月の翌日から満月）。各八日、十四日、十五日」の事）

智顗の魚放生

利歌彌多弗利の事績(5)天武の事績にされた利歌彌多弗利の「放生会」

実際の「殺生禁断令」は利歌彌多弗利時代の「命長2年（641）3月末日29日の六斎日」に発布された

①675年「4月1日以降の禁令」を「4月17日に公布」するのは不自然。また、676年8月17日に放生会を始めた理由は不明。⇒天武2年（673）の一切経書写記事同様に、「34年繰下げ」られたものなら、元は641年（命長２年）の記事。そして、641年4月に「庚寅」の日は無く、３月（＊29日までの小の月）「庚寅（29日）」となり、これは3月の末日で、かつ「六斎日」にあたる。
つまり、34年前の641年なら4月1日から実施される「殺生禁断令」を、前日の3月の末日、29日の「六斎日」に発布したことになる。

「放生令」は命長3年（642）8月末日29日の「六斎日」に発布

②諸国に「放生令」が発布された天武5年（676）8月「壬子（17日）」は、34年前の642年（命長3年）では8月（＊小の月）「壬子（29日）」で、これも「8月末日の六斎日」となる。③また、京に近い諸国で「放生会」が実施された同年11月「癸未」（19日）は、34年前の642年の11月には無く10月「癸未（1日）」となる。つまり、9月30日までの殺生禁断令が解除された日に、以後殺害され食される生き物の供養のため「放生会」が行われたことになる。
（8月末日の放生令は諸国に放生会の準備をさせ、以後1月かけ令の周知・徹底と準備をおこない10月1日に実施したのでは）

実際の「放生会」は命長3年（642）に利歌彌多弗利が多利思北孤の後を継ぎ始めた法要だった

天武紀に移された利歌彌多弗利の崩御(1)「天皇・皇后の病気平癒」

天武9年(680)11月の「天皇・皇后の病気平癒」

『書紀』天武9年(680)11月に皇后と天皇が相次いで病にかかったが、法要の功力ですぐ回復したという記事がある。

『書紀』天武9年(680)11月癸未(12日)に、皇后、体不予(みやまひ)したまふ。則ち皇后の為に誓願(ちか)ひて、初めて薬師寺を興つ。仍りて一百僧を渡(いへで)せしむ。是に由りて安平(い)ゆることを得たまへり。是の日に、罪を赦す。(略)。
丁酉(26日)に、天皇、病したまふ。因りて一百僧を渡せしむ。俄(しばらく)ありて愈えぬ。
辛丑(30日)に、臘子鳥(あとり)天を蔽(かく)して東南より飛びて、西北に渡れり。

①書紀で天皇・皇后が「病気になったがすぐ治った」記事は異例。天皇の病を記す推古紀、孝徳紀、天智紀、天武紀すべて「病」は治癒せず崩御に結びつく。②短期間の連続発病は重篤(上宮法皇と王后も連続して崩御。当時流行していた天然痘が原因と考えられ、これと同等の病状が考えられる)③「臘子鳥天を蔽」記事は筑紫大地震の「凶兆」として記され、病気平癒の「吉兆」とは逆。＊天武7年(678)12月己卯(27日)に、臘子鳥、天を蔽ひて、西南より東北に飛ぶ。是の月に、筑紫国、大に地動る。地裂くること広さ二丈、長さ三千余丈。百姓の舎屋、村毎に多く仆れ壊れたり。④持統の病はすぐ平癒したのに、病平癒の為に薬師寺を建立したとするのは不自然。

「善光寺文書」に680年の34年前命長7年(646)に天子の臨終を示す願文が存在

◆『善光寺縁起集註』御使　黒木臣　名号称揚七日已　此斯爲報廣大恩　仰願本師彌陀尊　助我濟度常護念　命長七年丙子二月十三日　進上　本師如来寶前　斑鳩厩戸勝鬘　上

斑鳩厩戸勝鬘とあるが、621年崩御の「聖徳太子」であるずはなく、多利思北孤の次代の九州王朝の天子「利」(利歌弥多弗利)が「命長」七年(646)に重病に陥り、崩御し「常色」と改元されたのではないか。⇒646年の利歌彌多弗利崩御が34年後の680に繰り下げられたのなら様々な不自然さが解消し、「勝鬘」は婦人を示すから皇后も病に斃れたなら680年記事とも整合。

天武紀に移された利歌彌多弗利の崩御(2)常色の天子による「利」の法要

天武10年（681）に「寺社修理」・「大祓」・「祭礼法要」記事が存在

天皇・皇后の病が記される680年の翌年681年に天社・地社の修理、皇祖の祭礼、大祓、皇后の主催する大法要記事

①天武10年（681）の春正月（略）己丑（19日）に、畿内及び諸国に詔して、天社地社の神の宮を修理（おさめつく）らしむ。⇒記事の意味と詔が出された理由が不明だが、「赤渕神社縁起」の「常色元年（647）」という九州年号入りの「宮の修理祭礼」記事の発見により、利歌彌多弗利の法要記事が647年から34年繰り下げられ681年に挿入された可能性が高くなった。

◆『赤渕宮神淵寺』（天長5年（828）丙申3月15日付け手書き写本）常色元年（647）六月十五日在遷宮為修理祭礼＊「赤渕神社」（兵庫県朝来市和田山町枚田2014）は、『延喜式神名帳』に記される古社。継体25辛亥年（531）9月創建という。この縁起書には「常色元年、常色三年、朱雀 元年、朱雀三年、白鳳九年」などの九州年号が記されている。

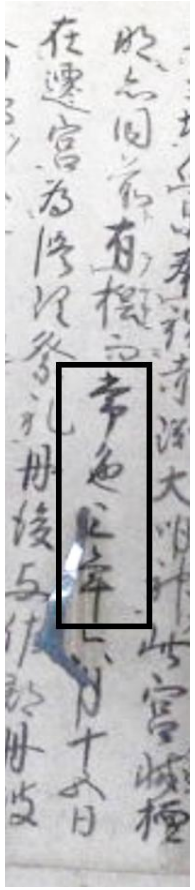

②（同）五月己卯（11日）に、皇祖の御魂を祭る。⇒「皇祖」とは誰か何故この時期に祭るのか不明で、岩波『書紀』注は「祖先に当る歴代の天皇とする説、天皇の祖父の彦人大兄皇子とする説、神武天皇とする説等がある。」とするが、利歌彌多弗利の法要で、彼を含む祖先を祀ったのだと解釈できる。③（同）七月丁酉（30日）に、天下に令して、悉（ことごとく）に大解除せしむ。此の時に当りて、国造等各祓柱（はらへつもの）奴婢一口を出して解除す。⇒何故7月なのか不明（岩波『書紀』注「恒例は六月・十二月晦日に行うが、疾病・災害に際し臨時に行うことがある」）④（同）閏七月壬子（15日）に、皇后、誓願して、大きに斉（をがみ）して、経を京内の諸寺に説かしむ。⇒天武10年では何のための祭礼法要か不明だが、34年前常色元年（647）なら利歌彌多弗利の一連の法要が全国で大々的に執り行われたことになる。

こうした天武10年（681）の一連の寺社修理・祭礼・法要記事は、647年常色元年から繰り下げられたもので、即位した新天子（伊勢王か）らによる利歌彌多弗利とその妻（皇后）の法要であり、『書紀』編者はこの「34年繰り下げ」により、伊勢王や利歌彌多弗利の存在を隠し、全国（天下）で大々的に執り行われた祭礼・法要を天武と持統の事績としたと考えられる。